

## 令和5年第1回集団指導に関する質問と回答

※令和5年12月時点の情報をもとに作成しております。ご注意ください。

番号	分類	質問	回答
1	講義2「サービス管理責任者等に係る研修について」	サービス管理責任者の更新について 平成30年度以前に修了した者が今年度の更新研修を受講しなかった。この場合、新規に受講となると思われます。 受講に必要な経験年数の証明は、平成30年度以前の修了証で代用可能か 新規に基礎研修を終えた際、「6か月間以上のOJTで実践研修」は、失効した者であっても期間の短縮は無しで良いか 以上2点をご教示ください。	受講の際に提出する実務経験証明書については、お手数ですが研修の主催者へお問い合わせください。 なお、OJT期間の短縮措置については、 ①基礎研修受講時に既に実務経験要件を満たしていること ②基礎研修修了後、OJTとして個別支援計画作成の業務に従事すること ③②について指定権者へ届け出ること の3点の要件がございます。 旧制度のサービス管理責任者研修を修了されていた場合、①については満たしているものと思われますので、基礎研修修了後に②及び③を満たせば6か月以上のOJTにより実践研修を受講することが可能となります。
2	講義2「サービス管理責任者等に係る研修について」	質問：実践研修の受講期間の短縮制度の解釈について 半年以上で受講する場合、定められた3つの要件を満たす必要があることは理解しました。しかし、具体的この制度を使う場面が思い浮かびません。 例えばですが、現任の責任者が退職等で不在になる予定が発生した時点で、行政に届出を出し、「12月に責任者が退職予定で、代わりになる者が11月に半年以上実務の特例で実践研修を受講します。その為、今はまだ実践研修は修了してませんが1月就任で先に届出を出します。」という連絡を行政にするイメージでしょうか。	当該制度は、基礎研修を修了した後に個別支援計画作成の業務に従事し、その旨を指定権者へ届け出ること、通常実践研修を受講するには基礎研修修了から2年以上の実務経験を積まなければならないところ、6か月以上の実務経験で実践研修を受講できることとなるものですが、これは、サビ管が不足している現状を踏まえ定められたものであると考えております。
3	講義2「サービス管理責任者等に係る研修について」	サービス管理責任者等に係る研修について、P4.5の文字（表）が小さく見にくい為、拡大コピーをしましたが、より見にくくなったため、用紙を横指定にする等して、見やすく表記して頂きたいです。（いつでも、読み直しできるように）	資料と同じものではございませんが、より詳しい実務経験要件について一覧表が宮城県HPに掲載されておりますので、そちらをご参照ください。 <a href="https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/170330.html">https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/170330.html</a>
4	講義3「感染対策のための取り組み・BCP(業務継続計画)策定の義務化について」	BCPは各自治体が作成したものをトップダウンで各事業所へ通達してはもらえないでしょうか？	サービス提供の継続的实施や早期の業務再開を図るための計画は、各事業所の規模や人員の状況等により異なるものと考えられ、自治体が一律に定めて通達するようなものではありません。各事業所様において自ら策定いただくようお願いいたします。

## 令和5年第1回集団指導に関する質問と回答

※令和5年12月時点の情報をもとに作成しております。ご注意ください。

番号	分類	質問	回答
5	講義3「感染対策のための取り組み・BCP(業務継続計画)策定の義務化について」	感染症対策の強化とBCP策定については、運営規程への定めは必ずしも必要ではないのでしょうか。(定める予定にはしていません)	お見込みの通り、感染対策のための取組やBCP(業務継続計画)策定に関する事項について、運営規程への定めは必須ではありません。ただし、今後取扱いが変更となる可能性もあるので、ご注意ください。
6	講義3「感染対策のための取り組み・BCP(業務継続計画)策定の義務化について」	感染症のBCPについてです。すでに対応マニュアルを作成しているが、分類が5類となり、仙台市、保健所等への報告もなくなった現状で、BCP作成義務が必要かどうか確認したいと思っております。	業務継続計画の策定は基準省令において義務付けられており、新型コロナウイルスの5類移行後も取扱いに変更はありません。策定をお願いします。
7	講義3「感染対策のための取り組み・BCP(業務継続計画)策定の義務化について」	資料3のBCPのP5の対策委員会について 委員会の構成メンバーは幅広い職種と記載があるが、従業員が少ない事業所でも必ず複数の人員を構成しなければいけないのか。(当事業所の従業員が少ない為、少ない人員で構成しても可能なのか。	幅広い職種の者により構成することが望ましいですが、必ずしも幅広い職種の方をメンバーとしなければいけない、ということではありません。事業所で配置する職種、人数等を鑑みて、感染対策委員会の構成メンバーを決定いただくようお願いします。なお、「委員会」を設置することとなっているため、1名ではなく複数名で構成されることが必要かと思われます。
8	講義3「感染対策のための取り組み・BCP(業務継続計画)策定の義務化について」	BCPについて、訪問系の事業所においては交通手段さえ確保できれば、何ら支障はないと考えますが、それでも策定をさせるのはなぜですか。また、従業員の感染症罹患によって、訪問不可となった時は、他事業所が訪問可能な場合は代替し、不可能な場合は、休止とするしかないと考えますが、いかがでしょうか。	障害福祉サービス事業者等は、サービス種別を問わず、災害時や感染症まん延下にあっても、利用者が継続してサービスが受けられるよう、継続したサービス提供が求められています。そのためには、平時からの備えや緊急時の対応、他施設との連携等について、あらかじめ計画を策定し、従業員への研修や訓練を行っていただく必要があります。
9	講義3「感染対策のための取り組み・BCP(業務継続計画)策定の義務化について」	BCPの研修と訓練の回数ですが、他の研修で通所・訪問系はいずれも年2回以上ではなく、年1回以上という説明を受けました。(研修は入職時と年1回以上)その理解でよろしいでしょうか。	障害者支援施設・障害児入所施設は年2回以上、その他のサービス等については年1回以上の実施が必要です。
10	講義4「実地指導等におけるよくある指摘事項」	欠席対応加算について、昨今はメールやチャットを使用している事業所もあるかと思うが、一方的に休みますと言われ、その後相談援助のために細かく質問をしても返信がないといったことがまれにあるが、その場合は欠席加算を算定できないか？	欠席時対応加算につきましては、電話等により当該利用者(利用児)の状況を確認し、引き続きサービスの利用を促すなどの対応を行うとともに、これに「利用者名」「連絡者名」「受付者名」「連絡のあった日時」「利用予定日」を合わせて記録した場合に算定可能です。

## 令和5年第1回集団指導に関する質問と回答

※令和5年12月時点の情報をもとに作成しております。ご注意ください。

番号	分類	質問	回答
11	講義4「実地指導等におけるよくある指摘事項」	居宅介護の個別支援計画の見直しはしているが、変更になった時以外に、年何回見直するのが決まりでしょうか？	サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後も計画の実施状況の把握を行い、「必要に応じて」計画の見直しを行うこととされています。
12	講義4「実地指導等におけるよくある指摘事項」	『実地指導等におけるよくある指摘事項』の資料P9～P11についてお伺いします。個別支援計画書に身体拘束の必要性がない利用者に対しても、文言を入れないと減算になると人伝に聞き、根拠に困っています。上記について例文や説明頂けるとありがたいです。	やむを得ず身体拘束を行う必要がある利用者については、個別支援計画への記載が必要です。また、個別支援計画には記載がない利用者について、緊急にやむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記録の作成が必要です。なお、個別支援計画への記載にあたっては、利用者・家族の個別具体的な状況や事情を踏まえたうえで作成願います。
13	講義4「実地指導等におけるよくある指摘事項」	資料4のP.7に記載の欠席時対応加算について、「欠席したことに対する相談援助」を行う、とあるが、この場合の相談援助の具体的な内容について例示いただきたい。	電話等により当該利用者(利用児)の状況を確認し、引き続きサービスの利用を促すなど、とされています。これに「利用者名」「連絡者名」「受付者名」「連絡のあった日時」「利用予定日」を合わせて記録願います。
14	講義4「実地指導等におけるよくある指摘事項」	当施設では自立訓練(生活訓練)と宿泊型自立訓練を併設して運営しております。今までに欠席時対応加算を取得したことがないのですが、利用者様の体調急変等により欠席となった場合等は、算定要件を満たせば請求できるものなのでしょうか。ご教示いただけると幸いです。	自立訓練(生活訓練)においても、算定要件を満たせば請求可能です。
15	講義4「実地指導等におけるよくある指摘事項」	実地指導等におけるよくある指摘事項において、欠席時対応加算(2)の講義の中で、「前々日、前日」との話がありましたが、本当でしょうか？数年前に確認した際に、当日の利用キャンセルの場合のみ加算可能と返答がありました。また、体調不良以外での欠席の場合、相談援助の内容でのアフターフォローとはどの程度まで行い、記録した方がよろしいのか、お聞きしたいです。	急病等によりその利用を中止した日の「前々日、前日又は当日」に中止の連絡があった場合に算定可能です。体調不良以外での欠席の場合においても、電話等により当該利用者(利用児)の状況を確認し、引き続きサービスの利用を促すなどの対応を行うとともに、これに「利用者名」「連絡者名」「受付者名」「連絡のあった日時」「利用予定日」を合わせて記録願います。

## 令和5年第1回集団指導に関する質問と回答

※令和5年12月時点の情報をもとに作成しております。ご注意ください。

番号	分類	質問	回答
16	講義7「送迎車両への安全装置導入義務と導入支援補助金について」	送迎車について、3列シートの車は、安全装置導入ですが、普通車（福祉車両など）は、点呼等の措置のみでいいですか。	座席が2列以下の自動車については、安全装置の義務付けから除外されますが、点呼等により児童の所在確認を行ってください。なお、座席とは、車いすを使用する児童が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含みますので、ご注意ください。
17	その他	今回の動画はダウンロード等で残しておくことはできないのでしょうか。改めて見返したり、研修等に利用したいのです。	受講期間終了後も、仙台市ホームページに動画リンクや資料の掲載を行っておりますので、引き続き確認いただけます。ただし、講義内容が最新の情報でなくなった場合などは、予告なく削除等行うこともございますので、ご了承ください。
18	その他	相談支援事業所は処遇改善加算等が対象外です。サービス管理責任者の算定要件には、相談支援の実務経験が入っているのに何故処遇改善がされないのでしょうか？	現在の国の取り扱いにおいて、処遇改善加算等の対象職種が利用者への直接的な支援を行う職種に限られているため、対象職種の配置がないサービスについては、処遇改善加算等の対象外とされています。